

第三章 古代の郷土

第一節 出羽国の成立

第二節 出羽国分寺と葉山神

第三節 古代の交通・避翼駅

第四節 口分田と条里制

第五節 藤原氏と荘園

第三章 古代の郷土

第一節 出羽国の成立

弥生時代、各地に成立した小国家はやがて大和朝廷によって併合され、次第に統一国家が形成されてくる。大和朝廷の国内統一は、四世紀半ばまでには、ほぼ完成したと考えられる。

統一政権の勢力は関東や九州の地方にも及んでくる。大和政権による本格的な東北地方の経営は、大化改新（六四五）直後からである。すなわち、大化三年（六四七）には越後国に淳足の柵、翌四年には磐舟の柵を設け、さらに阿部比羅夫に命じて、秋田・津軽の蝦夷をうたせた（『日本書紀』）。かくして、日本海側の経営は次第に北進し、遅くとも和銅二年（七〇九）までには出羽柵が築かれ、天平五年（七三三）には、これが秋田高清水に移された。

一方、太平洋側の平定も進展し、七二四年には東北地方経営の最大の拠点、多賀城が築かれ、さらに北進して桃生城（七五八）・胆沢城（八〇二）・志波城（八〇三）などが設けられた。

出羽柵の所在については、まだ明らかでなく、あるいは鶴岡市大山附近にあったといい、あるいは藤島町平形



城輪柵跡（酒田市）

遺跡がその跡であるとする説がある。また、昭和六年、飽海郡日本楯村（現酒田市）から発見された柵跡（後に城輪柵と名づけられた）がこれに当たるとの論もあるが、最近の発掘調査によれば、この遺跡は平安時代半ば以降の出羽の国府跡であろうと言われる。

—このような大和朝廷の北進に対して、もともとこの地方に住んでいた人々（蝦夷とよばれた）は、時に激しく抵抗した。

この頃の庄内地方は越の国の一部であったが、中央政府勢力の北進によって次々と郡が建てられた。田川郡はすでに天武天皇の時代（六七二—七八六）に置かれたとみられ、ついで和銅元年（七〇八）には出羽郡が設けられた。和銅五年（七二二）九月、この両郡は越国から独立して出羽国となり、翌月には陸奥国から最上・置賜の二郡をさき、出羽国に属せしめた。このようにして、ほぼ現在の山形県規模の出羽国が成立したが、当時の最上郡は現在の村山・最上地方を併せた地域を指している。この後、平安時代中期仁和二年（八八六）には右の最上郡を二分し、村山・最上郡とした。この折の村山郡は現在の最上地方と北村山地方の大部分に当たり、最上郡は現在の村山地方と北村山郡の一部を指しているとみられ、現在とは全く逆の関係にあった。

奈良・平安時代の政治制度は律令制に基づいていた。これによれば全国

を六ヶヶ国に分ち、このもとに郡・里を設け、それぞれ国司・郡司・里長を置いて地方政治を司らせた。里は靈龜元年（七一五）、郷に改められ、そのもとに二・三の里をおいたが、天平十一年（七三九）には、里を廃し、郷のみとした。

出羽国は前記の如く六郡に分かれていたが、最上郡には郡可・山方・最上・芳賀・阿蘇・八木・山辺・福岡の八郷、村山郡には大山・長岡・村山・大倉・梁田・徳有の六郷があったことが、『和名類聚抄』によって知られる（九二五年ごろ編集、高山寺本による）。

わが舟形町は、吉田東伍『大日本地名辞書』によれば、右の大山郷に当たるといわれるが、まだ疑問の点も多く、今後の研究にまたなければならぬ。ちなみに同書によれば、新庄市は梁田郷、最上町は大倉郷、真室川町は徳有郷に当たるとしている。

各国には行政の府たる国府がおかれ、郡には郡衙が設けられた。出羽国建置当時の国府の所在地については明らかでなく、東田川郡旧横山村助川、同郡旧広野村などに当たるとする諸説があるが、最近では藤島町平形遺跡を当てる説が有力である。



舟丘（舟形の地名の起源という）（木友）

この後、宝亀六年（七七五）、蝦夷平定のために、国府を要害の地に移したというが、その地点は明らかでない。また、平安時代の半ば、仁和三年（八八七）に、出羽守坂上茂樹が出羽郡井口にある国府を「最上郡大山郷保宝土野」に移したい旨を朝廷に願ひ出た。理由は、去る嘉祥三年（八五〇）の大地震によつて海水が近くまで迫り、大川の岸が崩れて洪水がおこり、国府が危くなったというのである。しかし、朝廷はこれを許さず、現在の地の近くの高地をえらび、新国府を建てることを命じた。最上郡大山郷保宝土野の地は、国全体からみて南に偏し、途中山が多く、川で交通しているが、冬期間は氷でとざされ往来が困難であるというのが不許可の理由である。

このような立地条件の保宝土野は、現在のどこに当たるであろうか。一説に上山市附近とする考えもあるが、舟形町福寿野あたりとする説もある（前掲『大日本地名辞書』等）。たしかに福寿野附近は小国川と最上川の合流点に当たり、交通の要衝であつたであろうが、まだ確たる証拠は発見されておらず、今後の検討にまたねばならない。

第二節 出羽国分寺と葉山神

大化改新以降、中央集権的な政治制度が着々と整えられたが、一方宗教面からする人心の統一にも力が注がれた。とくに聖武天皇は厚く仏教を尊崇し、奈良には東大寺、諸国には国分寺を建てさせて、仏の力による国家の繁栄、国土の安穩を祈らせた。国分寺建立の勅は天平十三年（七四一）に出されたが、各国とも一斉に建立され

たわけではなく、かなり遅れた国もあった。国分寺は国分僧寺・同尼寺から成り、原則として国府の近くに建てられた。

出羽の国分寺については、その創建年代、所在地とも明らかでない。一説には、初め東田川郡旧渡前村に建立され、後、国府の移転に伴って飽海郡旧本楯村城輪に移されたというが、城輪柵は国分寺の跡ではなく、平安時代の国府跡であることは前にみた如くである。

『続日本後紀』によれば、承和四年（八三七）、出羽守小野宗成は最上郡に済苦院を建て、また同所国分二寺に仏像・経文を納めたとあるが、これが現在のどこに当たるかは明らかでない。現在の山形市柏山寺をこれに当てる説もあるが（『山形県史』巻一等）、同寺は斯波兼頼の入部後いづこから移されたものであるともいう。

『豊里村誌』は、旧豊里村（現鮭川村）金光寺附近が国分寺の所在地ではなかったかといひ、金光寺の字名は金光明四天王護国の寺に由来するとし、この附近から布目瓦が出土すること、また東方の薬師長根には寺社の礎石と思われるものがあることなどを、その根拠として挙げている。この説を最も熱心に主張したのは、故高橋晋宰翁であるが（同氏「最上郡豊里の国分寺遺跡」『山形郷土研究』七号所収）、この瓦は他所から入手したものともいわれ、今後全く白紙の立場から考究されるべき問題である。



薬師如来像（真室川町内町）



松橋薬師如来像（松橋）

最近、真室川町内町薬師堂にまつられている薬師如来像が白鳳仏であることが確かめられた。後の鮭延氏が看経仏として将来したとの伝えがあるが、さらに検討すべき問題である。

中央政府は国毎に国分寺をたてて国家の安寧をはかるとともに、地方の人々の信仰を集めている在来の神々に対しても位を授け、その加護を祈った。これは古代の荒ぶる神々の心を和らげ、人心を収めるためにも必要な政策であったのである。『続日本後紀』によれば、すでに平安初期の承和五年（八三八）、従来従五位上であった飽海郡大忌神に正五位を授けたのを始め、貞観六年（八六四）、月山神に従三位、同十二年（八七〇）白磐神・須波神に従五位下、同十六年（八七四）矢向神社に従五位下を授けている。この外、利神・酢川神・小物忌神・城輪神社等が同様に叙位された。

右のうち、白磐神は現在の村山市の西にそびえる葉山の奥の院であるという。葉山は古く役小角が開いた山と伝えられ、村山・最上地方の農民から農業・水利の神として広く仰がれている。旧六月一日の苗代祭には、人々はこの山に登り、大山院から虫札をうけ申して、葉山の笹の葉とともに、それぞれの田の水口に立てる風習や、水の便の悪い田んぼに葉山の護符をたてて、風の順調を祈る風習が近年まで残っていた。葉山はもともと奥山に対して村里に近い

山(端山)の意であるといわれる。里近い姿の美しい山には、人々の死後の霊がより集まり、子孫の生業を見守り、その繁栄を加護すると考えられている。葉山もこうした山で、昔は鳥海山・月山と並んで出羽三山の一つであった。現在、福島県や宮城県の太平洋岸に残る特殊な山岳信仰はやま信仰のものは、村山市の西の葉山信仰にあるのではないかととも言われている。(拙稿「羽州葉山信仰について」・『日本民俗学』第九三号)

中古には山伏の修験道場として栄え、近世においても、その名残りをうけて葉山派を唱える修験者が意外に多かった。松橋の三蔵院もその一つである。同院は松橋薬師堂の別当でもあるが、歴代葉山に入峰修行し、法印などの位を授けられたと伝え、元禄七年(一六九四)以降の大円院の補任状四〇数通が残されている。

松橋から大石田町次年子に至る道は、古くは葉山登拝の行者のたどった道であると言われる。三蔵院当主によれば、葉山の祭日である旧六月朔日には、ごく近年まで近郷の人々を先達して葉山に登り、大円院から虫札を貰って来て、各家の田んぼの水口に立てたということである。

薬師如来はこの村を見下す山の中腹に祀られている。単層三間四面のお堂の中に、本尊の薬師如来座像(木造・高さ三尺七寸)が納められている。識者によれば平安時代中期以降、藤原時代の作といわれ、最上郡内では最も古い仏像である。幾度か火災にあった由で、膝の部分は焼けているが、顔・姿は時代の古さを感じさせる優品である。この座像がいつごろ松橋に祀られたかを示す史料はないが、大正五年に書かれた「薬師如来之御由緒」(伊藤吉



松橋三蔵院補任状 (松橋・松井家文書)



長者原葉山講代參簿と大円院祈禱札

雄氏著)によれば、この像は天竺国より将来したもので、大同元年葉山大円院医王法印が隠居した折に、字ユカエ越に祀つたが火災にあい、後現在の松橋山に移し奉つた。以後秘仏として崇拜してきたが、大正五年に至り、旧八月八日を例祭日とし、松橋・中村・西又の氏子一統と別当三蔵院の協議により開帳することにしたとある。この手続きは現在も固く守られている。

松橋薬師如来は、もちろん葉山の本地仏である薬師であり、当地方の葉山信仰を物語る資料としては最古のものではないかと思われる。現在においても、近郷の人々の信仰が厚く、旧四月四日・六月八日・八月八日の祭礼には、遠く宮城県や山形市あたりからも参詣人がある。三蔵院のつくる薬湯の効用が確かであるといひ求める人が多い。また、近年まで家伝の目薬も作っていたという。

薬師如来に奉納したものの中に一つにロクロ目のついた木鉢がある。高さ一六センチ・口径四二センチ・厚さ一センチのもので、恐らく洗米鉢として用いられたものと思われる。鉢の底には「南無薬師十二神□□」と墨書され、この左右に「松橋」・「别当代三蔵院」・「諸病悉除」と記されている。また、器の側面には「奉納南無薬師十二神御鉢」・「元亀三壬申 四月八日 諸願成就□□□□松橋村」と四行にわたって書かれて



木鉢 (松橋薬師堂蔵)

いる。銘のある木鉢としては、山形県内で最古のものではないかと思われる。この木鉢は明らかに松橋薬師如来に捧げられたものであり、葉山信仰の一面を物語る貴重な資料である。この場合は、葉山は農作の神としてよりも、むしろ本地仏である薬師如来の靈験にあやかつて「諸病悉除」を祈る心が強いように思われる。

薬師堂には、この外に鷹の姿を刻んだ臺股がある。室町末期のものとされているので、現在のお堂よりも古い建物についていたものであろう。

木鉢に記されている別当三蔵院は、天和四年(一六八四)の土書によれば、すでに田一町三反余、屋敷一畝十五歩、石高にして十三石余を所有する上層農民であつた(同家所蔵文書)。また、元文二年(一七三七)の文書によれば、同院が別当を勤めている小祠は、前記薬師如来(境内縦一七〇間・横七〇間)のほか、西又村の山神・地藏・不動尊・中野村稻荷・山神、松橋村大黒権現・山神などである。

これらを基盤とする三蔵院の経済状態はかなり豊かであつたとみえ、領主戸沢氏の御用金の賦課に応じ(寛政十一年他数度)、また、次年子村修験大聖院に金子を貸付けたりしている(寛政九年)。さらに、明治十五年には、村内農民から田畑一町二反余を六二〇円で購入した記録も残っている(いずれも同家文書による)。

三蔵院当主は歴代葉山に入り修行し、ここから法印等の位を受けた。同家所蔵の葉山補任状四〇教通のうち、三五通を整理したのが、次の表である。

補任状は元禄七年(一六九四)を上限とし、安政三年(一八五六)を下限とする。

第3—1表 三藏院所藏補任状一覽

年号	補任状	補任者	受者
元禄七・五	白袴補任之状	葉山大先達鳥居崎坊公普	三藏院普清
元禄七・五	檀大僧都補任之事	葉山別当兼執行堅者舜普	三藏院普清
元禄七・五	院号補任之状	葉山別当兼執行堅者舜普	三藏院普清
宝永三・十	補任直綴種子袈裟事	葉山執行別当大円院	三藏院
正徳三・五	補任白袴事	葉山当峰大先達河口坊映俊	三藏院善信
正徳三・五	補任螺緒事	葉山当峰大先達河口坊映俊	三藏院善信
正徳三・五	補任院号事	葉山当峰大先達河口坊映俊	三藏院善信
正徳三・五	補任權大僧都事	葉山別当所堅者諱美大和尚	三藏院善信
正徳三・五	補任一僧祇事	葉山別当所堅者法印諱美大和尚	三藏院善信
正徳三・五	直綴種子袈裟免許状	葉山法務伝灯大阿闍梨諱美	三藏院善信
享保一・十	補任三僧祇事	葉山別当大円院法印諱美	三藏院善信
享保一・十	直綴種子袈裟免許状	葉山別当大円院法印諱美	三藏院善信
享保一・十	五条袈裟免許状	葉山堅者法印諱美	三藏院
享保一・十	補任一僧祇事	葉山別当大円院法印諱美	三藏院
延享二・五	僧綱職權大僧都	葉山別当大円院法印諱美	三藏院
延享二・五	院号補任之事	医王山金剛日寺山王学頭大円院	三藏院季達
寛延二・五	直綴種子袈裟事	葉山大先達河口院智泉	三藏院季達
寛延二・五	補任一僧祇事	葉山金剛日寺別当大円院秀孟	三藏院
宝曆十一・五	白袴補任事	葉山金剛日寺別当大円院秀孟	三藏院秀達
宝曆十一・五	補任權大僧都職位之事	大先達鳥居崎坊秀昌	三藏院秀達
宝曆十一・五	紫紋白結袈裟免許状	大阿闍梨堅者秀昌	正重院
安永七・一	螺緒補任	葉山大円院法印秀孟	正重院
寛政十二・五	坊号免許事	葉山峰中大先達鳥居崎坊秀昌	正重院秀雄
寛政十二・五	白袴補任事	葉山時襟巾頭神照寺大越家宗尋法印	正重院秀雄
寛政十二・五	螺緒補任事	葉山当峰大先達鳥居崎坊	三藏院季達
寛政十二・五	院号補任事	葉山当峰大先達鳥居崎坊	三藏院季達
文化十三・六	紫紋白結袈裟免許状	葉山執行別当大円院昌順	大善院秀心
文政四・五	二度修行之事	葉山当峰大先達鳥居崎坊	大善院秀心
天保十二・六	螺緒補任之事	葉山当峰大先達鳥居崎坊	東善院秀範
天保十二・六	院号補任之事	葉山当峰大先達鳥居崎坊	東善院季範
天保十二・六	紫紋白結袈裟免許状	葉山現任大阿闍梨法印諱純	正重院秀昌
安政三・五	白袴補任之事	葉山当峰大先達河口坊	正重院秀昌
安政三・五	院号補任之事	葉山当峰大先達河口坊	正重院秀昌
安政三・五	紫紋白結袈裟免許状	葉山当峰大先達聖之坊	松宝院正実
安政三・五	補任權大僧都職位之事	葉山現任三部都法大阿闍梨堅者法印昌諱	松宝院正実
安政三・五	補任權大僧都職位之事	葉山現任三部都法大阿闍梨堅者法印昌諱	松宝院正実

葉山が繁栄した時代は大円院を中心に一二の坊があつたが、後世南麓の慈恩寺や羽黒修験に勢力を奪われて、ついに江戸時代には羽黒信仰の中に包まれてしまふといわれるが、右の補任状によれば、江戸後期においても、なお大円院を中心に河口坊・鳥居崎坊・聖之坊などの諸坊があり、旧例に則つて峰中の行事を行つていたことが知られる。補任状には「依当室之旧例」とか「任先規」、あるいは「依葉山三峰秘密道場之規短」などとある。

葉山大円院にて修行し、位を得る伝統は大正時代においても行われていた。同六年、大円院住職蔵津亮覚が、徒弟松井三丸（三蔵院）の二僧祇補任について天台座主不二門智光に差出した「教師補任具状」には、三丸はすでに修験道規則第一八条の規定の各号を具備しているので、同二〇条の七級二僧祇に補任されたい旨を記している。

同時に一僧祇補任の申請をも行つてゐるが、これに添えた三丸の履歴書によれば、彼は明治十六年に生まれ、同三十二年まで修験松井義丸について仏典を学び、大正元年阿闍梨亮覚より得度授戒を得、同四年二月から八月まで同師について四度加行を修し、同六年まで七年間「葉山大円院ニ於テ専ラ仏学修業ス師ハ現亮覚立法印」とあり、「誓約書」には修験道志願につき、入位補任の上は修験道規則は勿論達令等厳守し、典学布教に従い、教義を広め、終身退ることなく、諸納金を怠りなく納むべきことを誓つてゐる（同家文書）。

第三節 古代の交通・避翼駅

蝦夷の勢力範囲が次第に北に追いつめられ、南部の方には郡がおかれ、国がたてられるようになる、中央と



神室山頂の石碑

地方を結ぶ官道が必要になってきた。また、太平洋側と日本海側の城とか柵の拠点を連絡することも、緊急事の一つであった。

天平九年(七三七)の陸奥按察使大野東人の玉野新道開さくは、このことを物語っている。この年三月二十五日、東人は多賀城を発し、色麻柵を経て出羽国大室駅に到着し(四月一日)、かねてこの地で待機していた出羽国守田辺史難波の軍と合体し、さらに進んで、四月四日賊地比羅保許山に陣した。しかし、たまたま雄勝村の俘長等三人が投降してきたが、彼等から雄勝地方の様子を聞き、これ以上の進撃は不可として軍を返した。陸奥国賀美郡

から山羽国最上郡玉野までの里程は八〇里、その間の山は険しく、人馬の往来は困難を極めるが、玉野から比羅保許に至る八〇里は地勢平坦にして危険なし。比羅保許山より雄勝村に至るには、狄俘の言によれば五〇里、ただ二つの河があつて、水漲る毎に渡舟を用うとある(『続日本記』)。

右の比羅保許山は、地理的位置から考えて、現在の最上郡内の地名に相違なく、ここに最上郡が記録の上に初めて姿を現わす他の地名についても、古来様々の説があつて定まらないが、一応玉野は現在の尾花沢市正巖附近、大室駅は玉野と同じところ、あるいは漠然と尾花沢周辺とする説が有力である。

賊地比羅保許山はあるいは現在の金山町であろうといい、あるいは真室川町平岡附近、また神室山をさすという考えがあつ

て明らかでない。

ついで、天平宝字三年（七五九）には、出羽国に雄勝・平賀の二郡をたて、玉野・遊翼・平戈・横河・雄勝・助河等の駅家がおかれたことが『続日本紀』に見える。これらの駅家はいずれも玉野新道に沿う地点であり、多賀城と秋田高清水の連絡がいよいよ密になってきたことがうかがわれる。

右のうち、玉野は前記の如く尾花沢市附近、平戈は比羅保許、横河は秋田県横掘周辺とする説が有力である。

遊翼は現在の新庄市本合海とする考えや、舟形とする説、富田（旧猿羽根）とする論があるが、『増訂最上郡史』は富田説を妥当としている。

平安時代中期、延長五年（九二七）に完成した『延喜式』には、出羽国の駅馬・伝馬として、次のように記している。

駅馬 最上^{十五疋} 村山・野尻^{各十疋} 遊翼^{十二疋} 佐芸^{四疋船十艘} 遊佐・蚶方・由理^{各十二疋} 白谷^{七疋}

飽海・秋田^{各十疋}

伝馬 最上^{五疋} 野後^{三疋船五艘} 由利^{六疋} 遊翼^{一疋船六艘} 白谷^{三疋船五艘}

これらの駅が現在のどこに当たるかについても異説が多いが、新野直吉氏によれば、最上は山形市地内、村山は東根市地内（郡山附近）、野後は大石田町地内（野尻川河口駒籠附近）、遊翼は舟形町地内（長者原附近）、佐芸は鮭川村地内（真木新田附近）、飽海は平田町地内、遊佐は遊佐町附近、蚶方は秋田県由利郡象潟町地内、由理は本荘市地内、白谷は秋田県河辺郡雄和村地内、秋田は秋田市地内としている。

遊翼を本町長者原附近としたのは、最上川の流路の変化の跡や地形、後の長者原伝説等を根拠としている。『増訂最上郡史』は遊翼は猿羽根であるが、その地点は現在の富田の川下、最上川の合流点、字轟ではなかるうかとし、



小国川・最上川合流点航空写真

同村の創始が仁和年中との伝えを残していること、この地にあつた根渡権現（後世の最上川の洪水で河底に沈んだという）は荷渡し（渡船場）の名残りともみられること等を傍証としている。その他、現在の新庄市本合海を擬する説もあるが、遊翼は猿羽根に通ずるものであり、この駅が水駅であること、当時の交通が大きな河に頼っていたことなどを考えれば、やはりこの地は最上・小国川の合流する地点に求めるのが妥当であろう。今後これを裏づける考古学的調査研究が期待される。

前記『延喜式』の出羽国諸駅で注目されるのは、野後・遊翼・白谷の各駅が馬と船を兼ね備えた水駅であることである。これらの地は最上川を上下する船の継替地と考えられ、当時の交通路として、最上川が大きな役割を果たしていたことがうかがわれる。また、この官道は先の天平宝字の道筋とは大いに異っており、この間に官道の交替が行われたと推察される。

この時代、出羽国府から京都に上るには如何程の日数を要したであろうか。ここから京都に上るには、右の出羽路をたどり、山形辺より笹谷峠を越して往来したとみられるが、その日数は『延喜式』によれば、「出羽国行程上四十七日、下二十四日 海路五十二日 調庸載狭布米穀」であった。もち論、これらの駅の人馬を利用できるのは官吏の公用のみであつて、一般民は利用できなかった。但し、出羽国は遠国という理由で陸奥国とともに調庸を京都におくる義務はなかった。

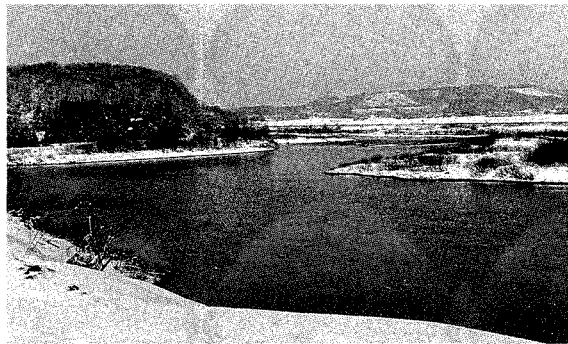
他方、この時代を通じて、平野部の開発が大いに進展したと思われる。各地の農民は秋になると、その年の正税である稲を舟に積んで最上川を下り、当時庄内地方にあつたと考えられる国府に運んだ。稲舟はすでに最上川の枕詞になつていた。平安時代初期の『古今和歌集』に

もかみ川 のほれはくたるいな舟の

否にはあらず この月ばかり

の歌がある。旧稲舟村（現新庄市）の名称はこの古歌に由来する。

昭和の初めごろ、同村内の田圃から発掘されたという木舟らしいものが、いまも新庄市鳥越八幡宮に納められている。これは大小二つあり、大は長さ五・三メートル、幅九〇センチ、厚さ四二センチほどの大きさ、小はこの半分ほどのものであるが、形が余りにも損じているため、果たして舟であつたか否か断定し難い。



最上川と小国川の合流点（本掘）



経壇原附近航空写真

第四節 口分田と条里制

七世紀の半ば、中大兄皇子・中臣鎌足等が中心となって行った政治改革、大化改新は従来の政治制度・社会組織を大きく変えた。改新のねらいは、大陸の大帝国唐の律令を見本として、旧来の豪族の私有地・私有民を収公し、天皇中心の中央集権的統一国家をつくり上げることであった。律令の制度は大宝律令の制定によってほぼ完成したといわれる。

このもとにおける土地制度は班田收授法と呼ばれ、男女六歳になればそれぞれに一定面積の田圃を班給し、死ねば収公する制度であった。各自に班給される田圃は口分田とよばれる。

口分田を公平に班給するには、一定の基準によって田圃を区画し、正確に均分せねばならない。この区画の方法は土地を六町（三六〇間）毎に東西に区切り（これを条という）、さらに南北に六町毎に区画して、これを里とする方式である。これが条

里制とよばれる土地区画方式である。

条里制の遺構は、県内においては置賜・村山・庄内地方で確認されているが、最上郡内からはまだ発見されていない。この遺構の最も大規模なものは東根市本郷附近であり、村山市西部地区でも確認されているので、恐らくは当地方においても施行されたものと考えられる。かつて、旧豊里村小反附近の小字名「一の坪」から条里遺構を推定しようとする説もあったが、まだ充分でない。今後、土師器・須恵器の出土地点の調査、古墳の発見、地名の研究など、総合的見地から検討すべき問題であろう。

本町内においては、経壇原から出土した須恵器（坏）が注目される。糸切底を有する良質の須恵器である。この地点の南側の段丘面に古代の軍団がおかれたとする説もあり、当時の交通路の解明などとあわせて、今後の調査がまたれる。

口分田に対する正税は稲であり、これは毎年の秋、班田農民によって国府に運ばれた。この他に庸・調などの税があるが、これは地方の特産物で納めるもので、農民の負担で京都に運ばなければならなかった。出羽国の租稲は、『延喜式』によれば、八二万三千束（『和名類聚抄』では一二一万束）、調庸は「狭布米穀」の二品しか挙げていない。この他の貢納物としては、年料別貢物零羊角十具、交易雑物として熊皮二十張・鹿革・犴皮・大膳部に納めるものとして甘葛煎二斗等とあるが、いずれも生産物とはいいがたく、当地方の経済生活は依然として自然経済に依拠する傾向が強かったことを物語っている。

第五節 藤原氏と荘園

公地公民制を基礎とする古代律令制は、八世紀ごろ全盛時代を迎えたが、同時にこのころから公地公民の原則が崩れはじめ、資力をもつ貴族や神社・寺院のもとに土地・人民が集中するようになった。

平安時代初期、桓武・嵯峨両天皇の政治は、崩れゆく律令政治の再建をはかったものであったが、時代の流れはとどめる術もなかった。九・一〇世紀には、地方の有力農民や豪族は自らの拓いた土地の権利をより確実にし、国司の課税を逃れるため、これを中央の有力貴族・寺社に寄進する風が一般化してきた。いわゆる寄進地系荘園がこれである。

これらの土地は、開拓した人の名をつけて普通何々名とよばれ、この名田の持主を名主と呼んだ。彼等は律令政治の崩壊という社会の乱れの中で、自らの土地を守るために自衛するようになり、ここに新しい社会層である武士が発生する。

寄進地系荘園が最も多く集中したのは、摂関家藤原氏であった。県内の古代荘園としては、小但馬荘（小田島荘・現在の東根市附近）・大曾根荘（現山形市西部麓）・屋代荘（高島町附近）・遊佐荘（遊佐町附近）などがあ
り、また鎌倉時代の荘園としては長井荘（長井市附近）・寒河江荘（寒河江市）・成生荘（天童市附近）・大山荘（山



葉山大円院・役行者像 (村山市岩野)

形市南部か)などが史料に現われるが、これらの多くは撰関家のものであった。

ただし、これら荘園に対する撰関家の直接的支配力は意外に弱く、むしろ、後三年役の後、奥羽二国に君臨した奥羽藤原氏のそれが大であったことが次の事件からうかがわれる。

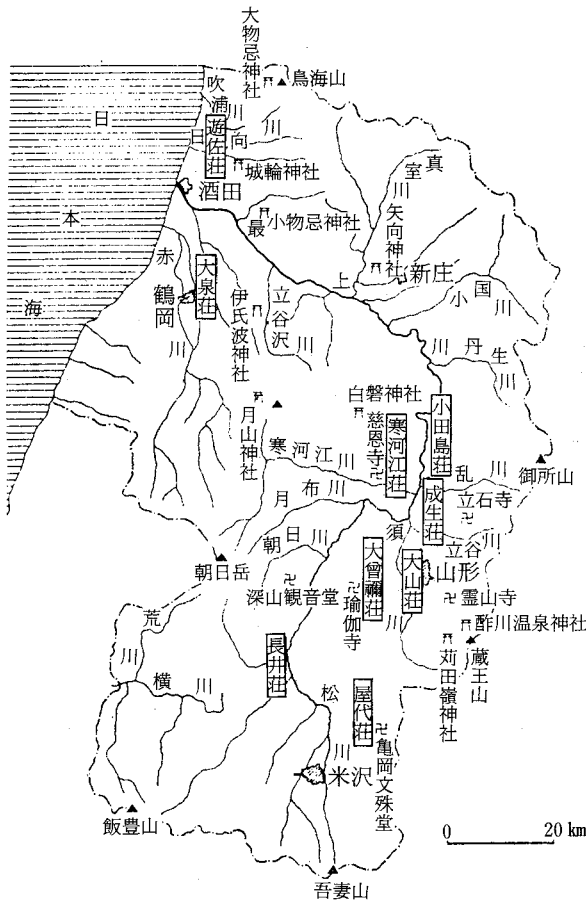
すなわち、関白藤原頼長の『台記』によれば、平安末期、久安四年(一一四八)、関白忠実は奥州高鞍・本良の二荘と羽州大曾根・屋代・遊佐の三荘を子頼長に譲ったが、頼長は翌年家来を遣わして、平泉の藤原基衡に貢租の増徴を申し入れた。基衡はこれを拒絶したので、問題は長びき、仁平三年(一一五三)に至って、高鞍・大曾根荘のみわずかに増額することで漸く解決した。

このように、平泉の藤原氏は彼の地でありながら、出羽に所在する撰関家荘園をも総領し、初めは撰関家と協調しつつ勢力を拡大したが、後には次第に独立の勢力になりつつあったことが中尊寺・毛越寺などの文化を築いた背景にはこのような力

知られる。平泉藤原氏は三代にわたって栄華を誇り、ちなみに、仁平三年に妥結した年貢の内容をみると、大曾根荘は布三百反・馬二疋、屋代荘は布一〇反・漆一

のである。

山形県の荘園と古社寺



(『山形県の歴史』より)

斗五升・馬三四、遊佐荘は金十両・鷲羽五尻・馬一匹とあって、当時のこの地方の特産物の大略が知られる。奥羽の馬は、すでに中央でも重視されていたらしく、奥州藤原氏が初めて摂関家に通じたのも二疋の馬を関白忠実に献上したことによるものである(二〇九一)。

右の古代荘園はいずれも置賜・村山・庄内地方に位置するものであり、最上地方には見出し難い。後にみる如く、中世においても、本郡内の荘園については確かな記録は認められない。

